



原発なくそう！九州川内訴訟 原告団ニュース <第23号 2021.2.15>

連絡先 / 〒892-0816 鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル3階 森法律事務所内
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
Tel 099-225-5455 / Fax 099-225-0300



第30回期日及び今後の期日等について

2021年2月2日に予定されていた第30回期日口頭弁論は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止（期日取消）されました。代理人による進行協議（非公開）は実施されました。提出された準備書面については、次回の期日で陳述する予定です。なお、進行協議で決定した今後の期日は以下の通りです。状況により変更される場合もあります。

- 2021年5月17日 14時 進行協議（非公開）
- 2021年6月2日 14時 進行協議（非公開）
15時 第31回期日口頭弁論（傍聴可）
- 2021年10月5日 10時30分～終日 第32回期日～証拠調べ（傍聴可）
- 2022年2月調整中(仮) 終日 内容未定

第31回期日(2021年6月2日)のお知らせ

日時：2021年6月2日（水）15時より

場所：鹿児島地方裁判所（鹿児島市山下町13-47）

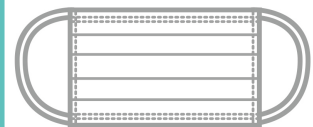
<< 当日のスケジュール >>

- 13:30 集合～「かごしま県民交流センター」中庭
- 13:40 行進～裁判所へ→整理券の交付→抽選（法廷での傍聴は抽選です）
- 14:30 抽選番号の発表
- 15:00 第31回口頭弁論（法廷） 原告：提出書面の説明
- 16:00 報告集会&記者会見（開始時間は裁判終了後）
（かごしま県民交流センター 東棟4階大研修室3）
- 17:00 終了（予定） *状況により報告集会&記者会見が中止になることもあります。

<< 傍聴を希望される方へのお願い >>

- ① マスクを必ず着用して下さい。
- ② 傍聴は抽選となります。感染拡大防止対策のため、傍聴席の数がかなり少なくなっております。裁判所の指示に従い間隔をあけての着席をお願い致します。
- ③ 体調に不安のある方のご参加はご遠慮願います。
新型コロナウイルス感染拡大防止のための御協力をお願いします。

マスクの着用を
お願いします



なお、傍聴席の抽選ですが、傍聴席の減少によりこれまでより高い倍率となることをご了承ください。感染拡大防止のためのご協力をお願い致します。

～第29回期日弁論更新より(2020年11月5日)～

弁論更新に伴う意見陳述（地震動と火山の問題は省く）

原告ら訴訟代理人弁護士 後藤好成

1、はじめに—福島事故原因の確定もできていない段階での原発再稼働は許されない

原発が他のエネルギー源と比べて格段に危険とされるのは

①地震列島といわれる我国では原発重大事故はどこでもおこりうること

②原発事故は一たん発生するととりかえしのつかない被害を与えること

③しかし、人類は一たん発生した原発重大事故をコントロールする技術をまだもちあわせていないこと

ということです。

そのことを私達は福島事故でまのあたりにしました。このため福島事故後全国の原発は稼働が停止されました。

しかし、電力会社、政財界を中心に、電力が足りなくなるとして原発の再稼働を求める声があがりました。そこで、福島事故が発生したのは規制基準があまかったとして稼働のための新基準へのつくりなおしが大急ぎでなされた。そして、川内原発はこの新基準に適合しているとされて再稼働が認められるに至っております。

しかし、未だに当の事故現場である福島原発内部に誰も入れない状況下で原発事故の原因は推測にとどまり、その十分な説明はできていません。肝心の全電源喪失の原因が津波によるものであるか、地震動によるものかという重大問題についてさえも専門家で意見がわかれているありさまです。

このように事故原因の最終確定さえできていない状況下で、福島事故をふまえた新基準を定めた。これに適合しているから安全だ等とどうしていえるのでしょうか。

2、川内原発には実効性のある安全な避難計画は存在していない

(1) 入院患者の避難先の病院や住民の避難用バスの台数が不足しその確保ができていないこと

福島事故では避難先や避難中の医療体制や病院が確保できなかったために事故発生から避難の移送完了までの3日間で重篤患者を中心に48人も避難患者が死亡しています。この事実は、原発の重大事故時に全ての住民が安全に避難できるということは人の命にかかわる問題であることを示しています。

それでは川内原発事故が発生した場合、入院患者の避難先の病院は確保できているのか。伊藤前鹿児島県知事は「半径10キロ以上の患者の避難計画は困難」とはっきり言っています。鹿児島県の担当職員も避難先の病院の確保は難しいと告白しています。現実にも半径10キロ圏以上の患者の避難先の病院は、避難計画の中に具体的に確保されておられません。

避難計画からすると避難対象となる川内原発30キロ圏内の住民が避難する上で約1000台のバスが必要と考えられていますが、今のところ避難のために確保できるバスは約200台位しかないということです。

以上のように、今日、川内原発の重大事故発生時に原発周辺の全ての住民が安全に避難できるような実効性のある避難計画は策定できていないのです。

(2) 大気中の放射能汚染濃度が高まるまでは避難せず建物内にいるという九電主張の避難計画は非現実的であること

九電は事故発生後放射能による大気中の汚染の程度が500マイクロシーベルトになるまでは半径5km圏内の住民を除く大半の住民は建物内で待機し、この値を超えた場合に避難を開始するという避難計画を主張しています。全住民の一斉避難は困難と考えての「避難計画」というのでしょうか。

しかし川内原発の近くでおこった熊本大地震の教訓からしても、大地震直後のインフラが失われ、再度地震がくれば倒壊のおそれもあるような家屋内に人々が何日も待機できるはずがありません。放射能の濃度が高まるまで待ち、より危険度が増した大気の中を最長約30時間もかかるような避難をすること自体が、もれ出した放射能の被曝により、住民の生命・健康の安全を損ねることとなる極めて危険な避難になるものといわねばなりません。

3、ミサイルテロ攻撃に対し何ら有効な対策をもたない川内原発の稼働は許されない
現在川内原発1号機は本年3月16日から稼働を停止しています。

この1号機については、原発のテロ対策施設（特定重大事故等対処施設）の工事がまだ完成していないことから、テロ対策が不十分として原子力規制委員会により稼働が認められなかったからです。

しかし、現在建設中のテロ対策施設が完成したとしても、それで川内原発のテロによる破壊の危険がなくなるわけではありません。

例えば我国への弾道ミサイル攻撃があった場合、これに有効に対処できる防衛システムはどこにも整備されていません（もちろん川内原発にもない）。なお、他国からの弾道ミサイル攻撃に対応するための防衛システムとしてイージスアショアが計画されていましたが、これさえも防衛システムとしては不十分として設置が見送られたことは記憶に新しいところです。

このようにテロ攻撃（弾道ミサイル攻撃）からの危険という点からすると、テロによる原発破壊の危険は規制委員会の求めるテロ対策施設があるかないかには関係なく常に存在していることとなります。

そして、テロによる原発破壊の危険を防ぐための施設ができていない以上は原発の稼働はできないという規制委員会の考え方に従えば、テロ攻撃（特に弾道ミサイルによる攻撃）に対する対応、防衛が全くできない今日の現状においては、原発は直ちに稼働を停止するしかありません。

4、原発稼働以降電力の供給過剰を来したため出力制御を余儀なくされた九州電力

被告九電は電力の供給過剰を防ぐため、2018年10月から太陽光発電事業者からの電力の供給を一時的に停止する出力制御の実施を度々するようになりました。

これは、供給過剰状態をそのまま放置すると九電の電力の供給量が需要を大幅に上回る状態となって、電力機器の損傷を招くおそれが生じたため、急速電力の出力を制御することになったものです。

このような電力の供給過剰を引き起こした原因と考えられるのは、玄海原発、川内原発の合計4基の原発が2018年6月から稼働を開始（なおそれまでは原発の稼働なくて電力供給量は需要量に足りていた）して、その合計発電量として約410万キロワット余が増加したことに加え、国の再生エネルギー促進政策によって近時太陽光発電事業による電力の供給量（2018年7月の段階で年間供給量803万キロワット）が急速に増大しつつあるという事情がありました。

要するに原発による発電量に太陽光発電による発電量が加わって、電力供給量が過剰となる状態が発生したのです。

ちなみに九電が最初に出力抑制にふみきった2018年10月13日の九電の予想供給力は1293万キロワット、予想需要828万キロワットということからすると、その差は465万キロワットとなり、これは九電の原発4基の合計発電量414万キロワットに近い数値となっています。太陽光発電による発電・供給量がその後も年間約60万キロワット（月約5万キロワット）のペースで増大しつつあることを考えると、今日九電の原発を全て稼働停止しても何の電力不足もおこらないということになります。

5、処理の見通しがたたないまま使用済核燃料が増え続けていること

さらに、川内原発には使用済核燃料の処理施設がないまま原発敷地の貯蔵プール内に大量に増え続けているという大変な問題もあります（再処理の手段とし唯一期待されていた青森県六ヶ所村の再処理工場の完成もまだ見通しはたっていない状況です）。

川内原発では平成23年9月の段階ですでに870tが未処理のまま川内原発敷地内の燃料プールに貯蔵されていますが、あと8年程で貯蔵プールも満杯になるといわれています。

百歩譲って仮に運よく再処理工場の稼働が可能となり使用済核燃料の再処理ができたととしても、再処理で出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場を受入れる自治体は全国どこにもない状態であり、その最終処分の見通しは全くたっていない状況です。

このようにいかなる点からしてもその処理の見通しがたっていない状況下でひたすら大量の放射能を出し崩壊熱を発生しつづける危険な使用済核燃料を増大させ続けることになる原発の再稼働を認めることは到底許されないことです。

6、福島事故で発生した問題はそのほとんどがまだ解決していないこと

福島原発の事故はまだ終わっていないし、何らの問題も解決されていません。

今もタンクに増え続けている膨大な放射能汚染水、莫大な費用を要し何十年もかかるといわれる廃炉作業、原発事故で発生した大量の汚染廃棄物の処理、放射能汚染地域からの放射能の除去と住民の帰還と生活、福島事故発生の原因の確定。

これらのどれ一つをとっても事故から9年も過ぎたのに解決の具体的目途はたっていない。

特に現在福島第一原発の敷地内のタンクに大量に増え続ける放射能汚染水は早晚タンクでの貯蔵が限界になるといわれており、そうなれば近くの海に投棄するか大気中に投棄するしかないという議論が真剣になされています。

もし、今、川内原発で同じようなことがおこったらどうなるか。福島と同じように解決への何の目途もたてられないでしょう。

7、大飯原発訴訟一審判決文中に示された福井地裁の考え

最後に、大飯原発の稼働停止を命じた福井地裁判決文の中からその一部を紹介させていただきます。

「被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わること自体、法的には許されないことであると考えている。

コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

被告は原子力発電所の稼働がCO₂（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来の最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」

以上

*第29回期日弁論更新では、この他に火山と地震動についても陳述が行われました。